第1章 総 則

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条、水防法(昭和24年法律第193号)第32条及び秩父別町防災会議条例(昭和38年条例第1号)第2条第1号の規定に基づき、秩父別町防災会議が作成する計画であり、秩父別町の地域に係る防災に関し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の災害対策を実施するに当たり、防災関係機関がその機能のすべてをあげて、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、次の事項を定め、本町防災の万全を期することを目的とする。

- 1 秩父別町の区域を管轄し、若しくは区域内に所在する指定地方行政機関、町内の指定公共機関、指定地方公共機関、公共団体その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき防災上の事務又は業務の大綱。
- 2 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に必要な防災の組織に関すること。
- 3 気象・水象・地象等による災害の未然防止と、被害の軽減を図るための施設の新設、改善 等災害予防に関すること。
- 4 災害が発生した場合の給水・防疫・食糧供給等、災害応急対策に関すること。
- 5 災害復旧に関すること。
- 6 防災訓練に関すること。
- 7 防災思想の普及に関すること。

第2節 用語の定義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

○基本法 災害対策基本法 (昭和 36 年法律第 223 号)

○水防法 水防法(昭和 24 年法律第 193 号)

○救助法 災害救助法 (昭和 22 年法律第 118 号)

○防災会議 秩父別町防災会議

○本部(長) 秩父別町災害対策本部(長)

○町防災計画 秩父別町地域防災計画

○災害 災害対策基本法第2条第1号に定める災害

○防災関係機関 秩父別町防災会議条例 (昭和 38 年条例第1号) 第3条第5項に定める委員の 属する機関

第3節 計画の修正要領

防災会議は、基本法第 42 条に定めるところにより計画内容に検討を加え、その修正を必要と する場合は、修正の基本方針を定め行うものとする。

修正の内容は、おおむね次に掲げるような事項について、その変更を認めた場合とする。

- 1 計画内容に重大な錯誤のあるとき。
- 2 社会経済の発展に伴い、計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき。
- 3 防災関係機関が行う防災上の施策によって計画の変更(削除)を必要とするとき。
- 4 新たな計画を必要とするとき。
- 5 防災基本計画の修正が行われたとき。
- 6 その他防災会議会長が必要と認めたとき。

なお、軽微な変更(組織の機構改革による名称変更、人口、面積等の数量的な変更)については、北海道知事との協議を要せず、防災会議の採決により行うこととし、前記の変更を行った場合には、その結果を北海道知事に報告するものとする。

第4節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

防災会議の構成機関及び公共団体、その他防災上重要な施設において、その施設の管理者の 防災上処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

	1	は美務の大綱は次のとおりである。
区分	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
定	札幌開発建設部 深川道路事業所	1 直轄する道路についての維持管理及び災害応急対策並びに災害復旧を 行うこと。
地方行	札幌開発建設部	1 雨竜川の改修及び維持・修繕並びに災害復旧を行うこと。
政機関		1 農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等 を実施すること。
	北海道森林管理局 空知森林管理署 北空知支署	1 所轄国有林につき、保安林の配置と適正化と施業の合理化を図ること。 2 所轄国有林の復旧治山及び予防治山を実施すること。 3 林野火災の予防策をたて、その未然防止を行うこと。 4 災害時において地方公共団体等の要請があった場合、可能な範囲において緊急対策及び復旧用材の供給を行うこと。
自衛隊	陸上自衛隊第2師団	1 災害派遣要請権者の要請に基づき、予防派遣又は事前救援を行うこと。 2 災害派遣部隊による人命の救助、消防、水防、救援物資の輸送、道路 の応急警戒並びに応急医療、防疫、給水及び通信の支援等を行うこと。
北海道	空知総合振興局 地域創生部 地域政策課	1 空知総合振興局地域災害対策連絡協議会に関すること。 2 防災の組織に関する組織の整備を図り、資材の備蓄その他災害予防措置を講じること。 3 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。 4 町及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け総合調整を図ること。 5 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
	空知総合振興局 空知農業改良普及セ ンター北空知支所	1 災害時における営農指導を行うこと。
	空知総合振興局 札幌建設管理部 深川出張所	1 水防技術の指導を行うこと。2 災害時において、関係河川の水位・雨量の情報の収集及び報告を行うこと。3 災害時において、関係公共土木被害の調査を実施すること。4 公共土木施設災害対策を実施すること。5 被災地の交通情報の収集及び交通路の確保を行うこと。
	企業局鷹泊発電 管理事務所	1 所轄のダム施設等の防災管理を行うこと。 2 ダムの放流等に関し、町及び関係機関との連絡調整を図ること。
	空知総合振興局 保健環境部深川 地域保健室 (深川保健所)	1 医療施設・衛生施設等の被害報告を行うこと。 2 災害時における医療救護活動を推進すること。 3 災害時における防疫活動を行うこと。 4 災害時における給水・清掃等環境衛生活動を推進すること。 5 医療・防疫・薬剤の確保及び供給を行うこと。

北 海	深川警察署	1 災害時において、住民の避難誘導及び救助・犯罪の予防・交通の規制等
	秩父別警察官	を行うこと。
	駐在所	2 災害情報の収集に関すること。
秩父別町	町長部局	1 防災会議に関する事務を行うこと。 2 防災に関する組織の整備を図り、資材の備蓄、地域内の災害予防応急 対策の総合調整を講ずること。 3 町の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を行うこと。 4 指定地方行政機関・指定公共機関及び指定地方公共機関の処理する防 災に関する事務又は業務の実施を助け、総合調整を図ること。
	教育委員会	1 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導を行う こと。 2 教育施設の被害調査及び報告に関すること。 3 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関すること。
知広 域水 道企 業団	北空知広域水道企業団	1 災害時における水道水の供給の確保に関すること。 2 災害時における水道施設の災害応急対策及び災害復旧を行うこと。 3 災害時における被害調査報告を行うこと。
地 区 消 防 組合	深川地区消防組合 秩父別支署・秩父 別消防団	1 消防活動に関すること。 2 水防活動に関すること。 3 その他災害時における救助活動に関すること。
定	東日本電信電話㈱ 北海道事業部北海 道北支店	1 気象官署からの警報を伝達すること。 2 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電話の利用制限を 実施し、重要通信の確保を図ること。
	北海道電力株式会社送 配電カンパニー深川ネ ットワークセンター	1 災害時における電力の円滑なる供給を行うよう努めること。
12.5	郵便事業㈱旭川東 支店	1 災害時における郵便輸送の確保及び郵便業務運営の確保に関すること 2 郵便の非常取扱いに関すること。
	日本郵便㈱秩父別 郵便局	1 郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動に関すること。
	深川医師会	1 災害時における緊急医療及び助産を行うこと。
公共 機関	秩父別土地改良区	1 水門若しくは閘門及び溜池の防災管理を行うこと。 2 頭首工及びかんがい用水路の防災管理に努めること。
	北いぶき農業協同	1 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策を行うこと。
	組合秩父別支所 秩父別町商工会	2 被災組合員に対する融資及びその斡旋を行うこと。 1 災害時における物価の安定及び救助物資の確保について協力すること。
災重管理	一般運送業者	1 災害時における救援物資の緊急輸送につき、関係機関の支援を行うこと。

第5節 住民及び事業所の基本的責務

「自らの身の安全は自らが守る」ことが防災の基本である。

住民及び事業所は、その自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。特に、いつどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要があり、その実践を促進する町民運動を展開することが必要である。

1 住民の責務

地域における被害の拡大防止や軽減を図るため、平常時から災害への備えを行うとともに、 災害時には自主的な防災活動に努めるものとする。

- (1) 平常時の備え
 - ア 避難の方法(避難路、避難場所等)及び家族との連絡方法の確認。
 - イ 飲料水、食糧等の備蓄、救急用品等の非常持出用品の準備。
 - ウ 隣近所との相互協力関係のかん養。
 - エ 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握。
 - オ 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得。
 - カ 要配慮者への配慮。
 - キ 自主防災組織の結成。
- (2) 災害時の対策
 - ア 地域における被災状況の把握。
 - イ 近隣の負傷者、要配慮者の救助。
 - ウ 初期消火活動等の応急対策。
 - エ 避難場所での自主的活動。
 - オ 防災関係機関の活動への協力。
 - カ 自主防災組織の活動。

2 事業所の責務

従業員や施設利用者の安全確保、経済活動の維持、地域住民への貢献等、事業所が災害時に果たす役割を十分に認識し、防災活動の推進に努めるものとする。

- (1) 平常時の備え
 - ア 災害時行動マニュアルの作成
 - イ 防災体制の整備

- ウ 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
- (2) 災害時の対策
 - ア 事業所の被災状況の把握
 - イ 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
 - ウ 施設利用者の避難誘導
 - エ 従業員及び施設利用者の救助
 - オ 初期消火活動等の応急対策
 - カ ボランティア活動への支援等、地域への貢献

第6節 秩父別町の地勢と災害の概要

1 秩父別町の概要

(1) 位置、地勢及び面積

秩父別町は北海道雨竜郡の中部に位置し、石狩川と雨竜川が合流して造った三角形の平 坦地である。東に丘陵地帯があり、深川市一已・多度志に、南は妹背牛町及び深川市に接 し、西北は雨竜川をへだてて北竜町・沼田町に対している。

土地は、肥沃で水稲に適しており、水田地帯が広がる。

- ア 位置 北緯 43 度 45 分 東経 141 度 57 分
- イ 面積・広ぼう 面積 47.18 平方km、東西 8.27 km、南北 7.10 km
- ウ 海抜 46m

(2) 河川

町内には雨竜川のほか多数の中小河川があり、その主なものは次のとおりである。

河川名	キロ数 他		河川名	キロ数 他	
雨竜川	15. 6	一級河川	旧秩父別川	4. 1	普通河川
桜 川	1. 1	一級河川	筑紫川	2.6	普通河川
境 川	3.5	一級河川	中央川	0.5	普通河川
秩父別桜川	2.5	一級河川	中の川	4.7	普通河川
ポン堺川	0.8	普通河川	大聖川	1.6	普通河川
秩父別川	6. 4	一級河川	熊の川	1. 3	普通河川

(3) ダム

名称	管理者	所在地	貯水量	堤高	堤長
鷹泊ダム	北海道企業局鷹泊発電管理事務所	深川市鷹泊 2404 番地先	21,510 千 t	35 m	170m

(4) 気候

秩父別町の属している空知総合振興局管内は、世界の気候帯からいえば温帯の北限、亜 寒帯南限に属しており、本邦の気象形成区分上いわゆる裏日本型である。冬期は湿潤寒冷 であるが、夏期は温暖で春季より初夏にかけてはやや乾燥し、晩夏から秋は比較的雨が多 い気象と言える。

1年間を通じて本町の気温を見ると、大体空知管内の平均よりやや低めであるが、北空 知地方では各市町村の平均に近い。しかし、最高最低の格差がやや多いので内陸的な状況 に近いと考えられる。

また、最も気温の高いのは7月下旬から8月上旬であり、低いのは1月下旬から2月上旬であるが春秋の季節は過ごしやすい。

2 災害の概要

秩父別町における古い災害記録について明確に把握できる資料はないが、北海道防災計画 資料によると、気象災害については暴風雨(低気圧・台風)による被害が最も多く、以下融 雪出水及び冷害凶作が主なものと言える。

(1) 台風及び融雪災害

台風の発生は、9月・10月の両月が最も多く、道内に影響するのは年平均5~6回で大雨を伴うことが多い。

また、7月、8月には集中豪雨による大雨が降ることがある。融雪出水は、4月から5月上旬にかけて多いが、町内では数個の中小河川の出水が予想される。

(2) 冷害

昭和20年から平成10年までの55年間に、冷害凶作が10回起こっている。農業技術が進んできたとは言っても、夏の低温は本道の農業に重大な影響を持つ。このため、本道農業の気候との戦いを通じて発達したといっても過言でなく、冷害の原因究明のための気象学的研究も相関的に行われてきた。

これを要約すると、夏季期間正常に発達すべき太平洋高気圧の勢力が弱く、あるいは南 逼して北日本に北極から南下する寒冷気団が停滞すること、又は南北西気団の前線帯が停滞することにより、本道に低気圧の来襲が多くなり天候不順が続くこと等によると言われる。

(3) 主な災害発生記録

発生年月日及び 発生場所	災害の概要	被害の状況
昭和 48 年 8 月 18 日 全 域	集中豪雨被害	床下浸水 6 世帯 23 名 田 18ha、畑 47ha、河川決壊 損害額 16,909 千円
昭和 49 年 4 月 22 日 全 域	低気圧に伴う風水害	床上浸水 2 世帯 6 名 床下浸水 13 世帯 23 名 河川決壊 損害額 76,565 千円
昭和 56 年 8 月 3 日 全 域	集中豪雨被害	床上浸水 3 世帯 9 名 床下浸水 20 世帯 71 名 田 94ha、畑 124ha、道路破損 損害額 299,803 千円
昭和 58 年 3 月 21 日境 川	地震による被害	農業施設 損害額 80,000 千円
昭和62年1月14日 全 域	地震による被害	用水路 2 箇所 損害額 120,000 千円
昭和63年8月24日 全 域	集中豪雨被害	床上浸水 56 世帯 159 名 床下浸水 457 世帯 1,424 名 田 911ha、畑 122ha、 農業施設 325 件、道路破損 他 損害額 1,358,582 千円
平成 13 年 6 月 29 日 南・西栄町内	竜巻被害	家屋、田畑への破片の散乱被害 農作物被害 31 件 ビニールハウス被害 31 件 損害額 11,687 千円
平成 16 年 9 月 8 日	台風被害 (台風 18 号)	最大風速 37.9m 家屋、水稲、そば、花卉に被害 農作物被害 239件 ビニールハウス被害 145件 損害額 314,581千円